

「天草の崎津集落」

# 世界遺産登録への道

Road to World Heritage

## 羽田空港で「天草の崎津集落」をPR!!

羽田空港（東京国際空港）の国際線ターミナル内にあるステージ“江戸舞台”一帯で10月10・11日、「天草の崎津集落」のPRイベントを実施しました。天草の崎津集落を世界に向けて発信しようと思ったものです。

同イベントのようすをお知らせします。

### 「天草の崎津集落」タペストリーを設置

同ターミナルは、世界各国と日本を結ぶ国内有数の空の玄関口。多くの日本人や外国人たちが集う場所です。会場には、天草の崎津集落をPRする高さ2.5m・幅4.5mのタペストリーやパネルを設置したほか、映像作品も放映。訪れた人たちは、タペストリーをバックに記念撮影をしたり、パネルや映像に見入ったりしていました。



▲PRイベントのようす



▲タペストリーの前で記念撮影をする来場者

▲崎津集落のPRを行う平田室長

### にぎわいを見せたステージイベント

また、両日あわせて5回開催したステージイベントでは、平田豊弘・市世界遺産推進室長による崎津集落のPRをはじめ、東京牛深ハイヤの会、牛深高校・郷土芸能部による牛深ハイヤ踊りの披露などを実施。来場者は、「天草が世界遺産候補とは知らなかった」「ぜひ遊びに行ってみたい」などと話し、にぎわいを見せていました。



▲東京牛深ハイヤの会の皆さん



▶牛深高校・郷土芸能部の皆さん



▲天草の特産品が当たる抽選会



▲くまモンも登場



▲天草の特産品の販売

【問い合わせ先】本庁・世界遺産推進室（河浦支所内）☎⑦1116



## “固定資産税”ってどんな税？

固定資産税とは、固定資産（土地・家屋・償却資産）を持っている人が納める税金です。納める人は、固定資産の種類ごとに右表のとおりで、毎年1月1日現在の所有者が対象になります。所有者が死亡したときは、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。正式な所有者の変更は、法務局での手続きとなります。

### ◆固定資産税を納める人

土地 (宅地・田畑など)	登記簿や土地補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
家屋 (住宅、倉庫など)	登記簿や家屋補充課税台帳に所有者として登記(登録)されている人
償却資産 (※)	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※会社や個人で工場や商店、農業などを経営している人が、事業のために用いる構築物や機械、器具など。

知っておきたい!!

## 固定資産税トピックス

### 家屋の固定資産税は 新築直後がもっとも高くなります

固定資産税は、固定資産の評価額をもとに税額を計算します。このため、家屋の税額は新築直後がもっとも高くなり、年がたつにつれて下がります。

ただし、居住用の家屋（住宅）は床面積が50～280㎡のものであれば、そのうち120㎡分までの固定資産税が、新築後3年間は半額になります。

※家屋を新築した場合は市の調査員がおうかがいします。本庁・課税課へご連絡ください。

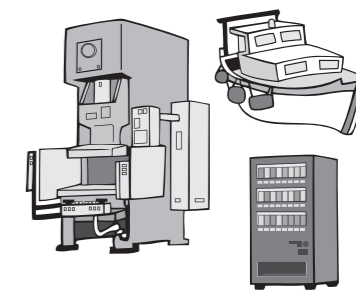
### 住宅を取り壊すと、宅地の固定資産税が上がる場合があります

宅地の税額は、住宅1戸につき200㎡分は6分の1、200㎡以上の分は3分の1に軽減されています。住宅を取り壊すとこの軽減がなくなるため、税額が高くなる場合があります。また、課税地目も見直されることがあります。

### 償却資産は毎年申告をする 必要があります

償却資産を持っている人は、毎年1月31日までに市へ申告をしてください。

初めて償却資産を持った人には申告書を送付しますので、本庁・課税課へご連絡ください。



### 太陽光発電設備は 事業用の償却資産です

太陽光発電設備（ソーラーパネル）は事業用の償却資産になります。自宅の屋根に設置し、発電した電力を自宅で使用している場合を除き、毎年申告をする必要があります。

また、太陽光発電設備を地上に設置した場合は土地の課税地目が見直され、土地の税額が上がる場合があります。

【問い合わせ先】本庁・課税課☎⑧1111